

別紙 様式 1

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申込書

令和_____年(____年)____月____日

豊 中 市 長 様

申 込 者

Ⓜ

下記の教育訓練について、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付の対象講座としての指定を申込みます。

フリガナ ① 氏 名		生年月日	年 月 日生(歳)
② 住 所	電 話 ()		
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥ 所要費用(予定)	入学料	円	受講料 円 合計額 _____ 円
⑦ 公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が ある ・ ない		
⑧ 過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
⑨ 資格取得等の状況			
		受理番号	

同意書

年 月 日

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の受給要件決定のために必要があるときは、豊中市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条2項の各号に掲げる書類について、豊中市子ども未来部子育て給付課が 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	本人
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書

様

		番号	
① 氏名		生年月日	生
② 住所			
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥ 所要費用(予定)	入学金	円 受講料	円 合計額 円

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申込書に基づき審査し、上記のとおり指定することとしたので通知します。

令和 年 月 日

豊中市長 長内 繁樹

- (1) 支給の対象になるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下同じ。)です。
- (2) 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額(20万円が限度)です。雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- (3) 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。
- (4) 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、又は受講の途中でやめた場合はその旨を報告してください。
- (5) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日の翌日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から30日以内に、あらためて「ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金支給申込書」及びこの通知の写しを含む添付書類を付けて申込手続きを行うことが必要です。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申込書

豊 中 市 長 様

令和 年(年) 月 日

申 込 者 ㊞

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、下記により申し込みます。

①	フリガナ		生年月日	年 月 日生(歳)
	氏 名		個人番号	
②	住 所	電 話 ()		
③	教育訓練施設の名称			
④	教育訓練講座の名称			
⑤	教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥	所要費用(予定)	入学料 円	受講料 円	合計額 円
⑦	雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧	振込先金融機関	口座名義		
	金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金	支店名 支店 営業所 出張所 営業部
	種 目	1. 普通 2. 当 座	口座番号	

- 1 支給申込期間は、受講修了日の翌日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 2 支給申込書には、以下の書類を添付してください。
 - ・戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し等。ただし、市長が認めた場合は、添付不要です。
 - ・児童扶養手当証書の写し又は前年(1月から7月までの間に申込する場合には、前々年)の所得の額等について市町村長の証明書
 - ・マイナンバーカードの写し ・受講対象講座指定通知書 ・修了証明書 ・領収書
 - ・教育訓練給付金対象者は『教育訓練給付金支給・不支給決定通知書』

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

様

① 氏 名		生年月日	年 月 日 生
② 住 所			
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日	～	年 月 日 (受講開始日)
⑥ 所要費用(予定)	入学金	円	受講料 円 合計額 円
⑦ 支給決定額	円	(円 × = 円)

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申込書に基づき審査のうえ、上記のとおり決定しましたので通知します。

令和 年 (年) 月 日

豊中市長 長内 繁樹

(1) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

(2) なお、この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。